



県内初！生駒市と奈良県司法書士会が 連携協定を締結

生駒市は、奈良県司法書士会と「遺贈による寄附制度」に関する連携協定を締結します。本協定は、本市への遺贈寄附を希望する方の意思を円滑に実現するとともに、寄附を通じた地域貢献を促進することを目的とするもので、県内初の取組です。

本協定により、遺贈寄附に関する相談から手続きまでを一体的に支援する体制が構築されます。本市への遺贈寄附を検討されている方に、相続や遺言に関する制度・手続きについての相談支援を行うとともに、必要に応じて専門性を有する司法書士につなぐことが可能となります。

■ 主な連携事項

- ・本市への遺贈寄附を検討する方への相続・遺言制度や手続きに関する相談対応
- ・遺贈による市側の財産取得に関する事務の受託
- ・遺贈寄附の普及啓発を目的とした講演会・説明会・個別相談会への講師・相談員の派遣

■ 連携協定締結式

日時 5月21日(木) 11:00 から

(1) 開式

(2) 出席者

奈良県司法書士会 会長 山本 泰生様、副会長 前田 敏宏様

生駒市 市長 小紫 雅史、副市長 領家 誠

(3) 挨拶

(4) 協定書の確認・署名

(5) 記念撮影

(6) 閉式

■ 奈良県司法書士会

奈良県司法書士会は、司法書士の使命及び職責を果たすため、奈良県下の司法書士が全員加入している団体です。司法書士は、相続に関する相談、特に法務局への相続登記の申請、裁判所への提出書類の作成、それらに関する相談には数多く対応しています。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市経営企画部公民連携推進課（課課長 大垣） ☎0743-74-1111(内線 2901)